

4 第六回(前期)會議(昭和4年4月15日～5月6日)

81 昭和4年2月20日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

連盟事務局軍縮部長よりの独、仏、伊、英歴
訪結果に関する内話について

パ リ 2月20日後発
本 省 2月21日前着

第一八号

(1) 在仏大使宛電合第八九号ニ関シ

軍縮準備委員会事務打合せノ為メ過日来独、仏、伊、英等
ノ各当局ヲ歴訪中ナリシ連盟事務局軍縮部長「コルバン」
十四日本官ヲ来訪シ右旅行ノ結果ニ関シ内話セル処大要左
ノ通

(一) 独逸当局ハ依然トシテ对内政策上軍縮条約案第二読会開
催説ヲ固持シ居リ軍縮問題ノ行詰リヲ打開スルニハ次回
ノ準備委員会ニ於テ主要海軍国ヨリ成ル小委員会ヲ設ケ
目下ノ重要懸案タル海軍問題ノ解決ヲ計ラシムルノ外方
法無シト主張ス

(二) 仏国ハ「ポール・ボンクール」ノ後任トシテ連盟局長「マ
シグリ」出席ノ事トナルヘク軍縮問題ノ将来ニ付テモ差
当リ何等纏マリタル意見無キカ如ク次回委員会ニ於テハ
万事消極的態度ニ出ツルモノト観測セラレタリ

(三) 伊国当局ハ未タ第二読会開催ノ氣運熟セサルモ已ムヲ得
サレハ先ツ「ソビエツト」提出ノ軍縮条約案及独逸提出

ノ軍縮公表案ヲ審議シ其ノ他従来手ヲ着ケ居ラサル化学
戦問題デモ討議スルコトセハ可ナルヘシトノ意見ナリ

(四) 英国当局ハ四月ニ委員会ヲ開催スルコトニハ異存ナキモ
其ノ際英国側ノ採ルヘキ態度ハ全然別問題ナリトノ態度
ヲ採リ海軍問題ニ付テモ当分ノ内商議ヲ進ムル意思ナキ
モノノ如ク殊ニ総選挙前次ノ内閣ヲ拘束スルカ如キ措置
ニハ出テ難クカメテ責任アル言動ヲ避ケ居レリ

(五) 各国ノ態度右ノ如クナルニ依リ自分一己トシテハ次回委
員会ニ於テハ重要案件ハ全部後廻シトシ比較的簡單ナル
事項殊ニ技術問題ノ研究ヲ上程スルコトシタク若シ独
逸力第二読会速開ヲ強ク主張スル場合ニハ先ツ「ソビエ

ツト」案及独逸案ヲ議シ其ノ上ニテ委員会ノ形勢ヲ見ル
コトトシタキ考ナルカ就中軍縮ノ出発点トシテ軍備公表
問題ニハ最モ重キヲ置キタキ意見ナリ云々

尚本官ヨリハ日本側トシテハ何時ニテモ第二読会ニ入ルノ
用意アル旨ヲ述ヘ置キタリ
米ヘ転電シ英、独、伊、露、白ヘ暗送セリ

82 昭和4年2月23日 在パリ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

次回軍縮準備委員会での討議事項に関する我
が方対処方につき請訓

パ リ 2月23日後発
本 省 2月24日前着

第二一号

(1) 客年往電第二一四号ニ関シ

四月準備委員会ニ於テ軍縮条約案ノ第二読会ニ入ルヤ否ヤ
ハ目下ノ処未定ナルカ(往電第一八号参照)第二読会開催ノ
場合ヲモ予想シ委員会討議事項ニ関シ当方意見相具シ左ノ
通稟請ス何分ノ儀御回訓ヲ仰ク

一、「ソビエツト」軍縮条約案ニ対シテハ各方面ヨリ之ヲ觀
察シ然ルヘク理由ヲ挙ケテ反対スルコトト致度シ

二、軍縮公表ニ関スル独逸案ハ軍縮条約案ト同時ニ審議ス
ルヲ最モ適當ト認ムルモ軍縮事業ノ前途遼遠ナルニ依リ
切テ公表問題ナリトモ目鼻ヲ付クヘシトノ理由ニ依リ大
勢之力独立審議ニ傾クニ於テハ強テ反対セス唯同案ノ内
容ニ関シテハ各国ノ安全及国防ノ秘密一樣ナルヲ得サル
現状ニ鑑ミ各国一律ニ且不必要ニ広キ範圍ノ公表ヲ為ス
ヘキ義務ヲ定ムルハ妥当ナラス寧ロ現行軍事年鑑ニ於ケ
ルカ如キ任意公表ノ主義又ハ鮮クトモ義務的公表ノ範圍
ニ一定ノ制限(例ヘハ軍縮ニ必要ナル程度)ヲ付スルノ主
義ヲ可トスル旨主張スヘク万已ムヲ得サレハ昭和二年貴
電第一一四号第五ノ趣旨ニ依リ討議スルコトト致度シ

三、軍縮条約案ノ審議ニ當リテハ大体従来御訓令ノ趣旨ニ
依ルヘキモ

(イ) 陸軍ノ器材制限ニ関シテハ前記貴電第一ノ二ニ依リ已
ムヲ得サルトキハ仏国提案ノ予算ニ依ル間接制限案
(陸軍代表モ本案ヲ以テ平時器材ノ直接制限ヨリハ公
平有利ナルモノト認メ居レリ)ニ賛成スルコトト致シ

タキモ該案ハ海空軍器材ヲモ予算ニ制限セムトスルモノナルヲ以テ我方トシテハ同案賛成ノ場合ニモ陸軍器材ノミニ限ルヲ条件トスルコトニカムヘシ但シ他国ニ於テ器材ノ性質ニ鑑ミ陸軍ニ流用シ得ヘキ海空軍器材ヲモ制限セサレハ有効ナラストノ理由ヲ強硬ニ主張スル場合ニハ第一読会ニ於ケル海軍人員制限問題ノ場合ト同様陸軍ニ流用シ得ルモノニ限り海空軍器材ノ予算制限ニ同意スルヲ要スルニ至ルヘキヤニモ察セラルルニ付テハ此ノ点御考慮ノ上何分ノ儀御回示ヲ請フ

(ロ)⁽³⁾海軍艦艇制限方式ニ関シテハ客年貴電第八八号御訓令及同年海軍次官発海軍代表宛官房機密第一三三番電ニ依リ從來ノ水上補助艦一括主義變更ノ要アリトモ認メラル旨御内意承知セル処右ハ爾今水上補助艦ヲ大型及小型巡洋艦、駆逐艦ノ三種ニ類別スル外別ニ補助航空母艦ノ艦種ヲ設定スルノ御方針ト存シ次回會議ニ於テハ此ノ趣旨ニ基キ応酬シタキ考ナリ就テハ右ニテ差支ナキヤ又本件ニ関シ既ニ御決定ノ次第アリヤ併セテ御回示アリタシ

尚海軍軍縮ニ関スル新提案アリタル場合ニハ必要ニ応

勿論ノ儀ナルモ海軍制限ニ関シ特ニ焦慮セルカ如キ感ヲ与フルコトナキニ努メ度ク右御如オナキコトトハ存スルモ為念

一、貴見ノ通

(欄外記入)
二、貴見ノ通但海軍ニ関シテハ参考図表ニテ公表ノ程度ニ限定セラレ度シ

三、(イ)海空軍器材ヲ陸軍ニ流用シ得ルノ故ヲ以テ其ノ範圍

ニ於テ之カ予算制限ヲ認メムトスルハ一応理由ナキニアラサルモ實際問題トシテハ之カ類別ニ際シ見解ノ相違ヨリ来ル紛糾ノ為其ノ目的ヲ達シ難キニ至ルト認メラルヲ以テ之カ制限ニ触レサルヲ可トス尤モ具体的ニ右場合生シタル際ニハ事情ヲ具シ改メ請訓セラレ度シ

(ロ)海軍制限方式ニ関シテハ客年海軍次官発機密第一三

三番電ノ通從來ノ水上補助艦一括主義ヨリ漸進シテ二十糎砲搭載ノ大型巡洋艦ヲ分離シ補助航空母艦ヲ設定スルノ主義ニ拠リ度ク小型巡洋艦及駆逐艦ニ就テハ之ヲ合シテ一類別ト致度シ

(ハ)一括制限ニ依ラレ度シ

シ其ノ都度請訓スヘキモ本官及海軍代表等ニ於テ關係国間非公式意見交換ノ機會生シタル場合ニハ客年貴電第三号、第八八号及海軍次官発海軍代表宛官房機密第二七番電、第一三三番電ノ趣旨ニ依リ適宜応酬然ルヘキヤ

(イ)空軍ノ人員制限中

(ロ)其ノ階級区分

(ニ)人員ノ計算ニ当リ日割計算ヲ行フノ可否ニ関スル件御訓令ヲ請フ

83

昭和4年4月10日 田中外務大臣より 在バリ佐藤連盟事務局長宛(電報)

次回軍縮準備委員会での討議事項に関する我が方対処方につき回訓

本 省 4月10日前発

第四七号

貴電第二一号ニ関シ

軍縮問題殊ニ海軍事項ニ関シ種々取沙汰アルハ御承知ノ通ナル処帝国力今後共軍縮促進ノ為列国ト共ニ協力スヘキハ

(ニ)ノ公表ハ昭和二年寿府宛往電第一一四号第五公表

ノ一陸軍ニ準ス

(欄外記入)

以下陸海軍ト協議スミ

84

昭和4年4月15日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より 田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会第六回會議の開会と議長よりの議事日程私案提議について

ジュネーヴ 4月15日後発 本 省 4月16日前着

第三五号

⁽¹⁾軍縮準備委員会第六回會議十五日午前開会本官及陸海軍代表参列ス出席者顔触レ略々前回ニ同シ(支那ハ新ニ在独公使蔣作賓ヲ任命ス)劈頭開会ノ辞ニ於テ議長ハ關係国間ノ商議未タ結了ニ至ラサルヲ以テ条約案第二読会ヲ行ヒ得ルノ時期未タ到来セサルコトヲ明言シ今次委員会ヲ招集セラハ一ニ客年連盟總會カ如何ナル場合ニモ本年始メニ招集スヘキ旨ヲ命シ第二読会ニ入ルニ先チ処理スヘキ問題多々

アルニ依ルモノナリト述ヘ次テ一般輿論カ軍縮ノ實現ヲ要望セル事實ヲ例示スルト共ニ他方本委員會ノ沿革ヲ略述シテ右事業カ当然長期ニ亘ルノ已ムヲ得サル次第ヲ弁シ本委員會ハ其ノ從來辿リ來レル経路及歩調ニ依テ討議ヲ繼續シ最後ノ結果ニ達セサルヘカラスト論セリ

次テ議長ヨリ議事日程私案トシテ

(一)「ソヴィエト」軍縮案(先ツ同案カ第一読会案ト両立スルヤ否ヤノ点)

(二)独逸軍縮公表案(第一読会案第五章及兵器民営取締条約案ト関連セシメテ)

(三)第一読会ニ於テ何等討議セス又ハ未決定ニ終レル諸点(一々列記ス)

(四)安全保障委員會事業ノ四項ヲ提議シ明十六日午前右日程其ノモノニ関スル討議ヲ行フ事ニ決定散会ス

尚開會数日前

(一)独逸代表ヨリ本委員會ノ事業全般ニ亘ル同国政府ノ意見書

(二)支那代表ヨリ兵役制度廃止ニ関スル案ノ提出アリタリ

ル限りノ讓歩ヲナシ自國ノ為最小限度ノ主張ヲ為スニ止ムヘク斯クシテ始メテ満足ナル協定ニ達スヘシ此ノ故ニ米國ハ予備兵及貯藏器材ニ関シテモ日本其ノ他ノ立場ヲ諒トシ此ノ上反對ヲ繼續セサルヘク只海軍國力軍縮ノ邪魔ヲナストノ誤解ハ極力是ヲ打消スヲ要シ從テ海軍問題上程セラルレハ自分ハ必スシモ是レカ討議ヲ拒絶スルモノニ非サルト同時ニ同問題以外種々解決困難ナルモノノ残存スル所以ヲ周知セシムルヲ要ス海軍委員會構成ノ提案「独逸案」ニ付テハ自分ハ強ヒテ反對セサルヘキモ五大海軍國及伯刺西爾ノ如キ小範圍ニ限定スルノ必要ヲ認メス智利、亜爾然丁、和蘭等小海軍國ヲ参加セシムヘシ云々以上「ギ」ノ口吻ニ依レハ少クトモ今回ハ英米間ニ於テ特別ノ商議行ハルヘシトモ察セラレス米國側ハ万事準備委員會ノ席上ニテ意見発表ノ考ナルヤニ見受ケラレタリ

(2) 同日「カッシェンダン」卿トモ會談シタルカ其ノ言ニ依レハ英國政府ハ本委員會ニ於テ海軍問題ニ言及スルヲ好マス關係國ニテ私的會議ヲ行ヒタル後適當ノ機會ニ本問題ハ相立入リテ論議スルヲ要スヘシトノ意見ナリ独案

85

昭和4年4月15日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より田中外務大臣宛(電報)

軍縮問題に関するギブソン米國代表およびカッシェンダン英國代表との會談について

ジュネーヴ 4月15日後發
本 省 4月16日後着

第三八号

一、十五日「ギブソン」トノ會談ニ於テ彼曰ク

過般華府滞在中大統領ト意見交換ノ結果米國トシテハ軍縮諸問題ニ関シテハ總テ準備委員會ノ権域内ニ於テ討議スルヲ欲スルモノニシテ從テ海軍問題ニ関シテモ此ノ見地ヨリ自己ノ為シ得ヘキ最大ノ讓歩ヲ委員會ニ通告スルコトナルヘク但シ此ノ外ニハ何等特別ノ提議等為ササル考ナリ(過日來華府及倫敦發ノ新聞通信ニ英米ノ内何レヨリカ新提案ヲナスヘシトノ報道アリ本官ハ「ギ」ノ言ヲ以テ是ヲ打消サントスルモノノ如ク了解セリ)又他ノ諸問題ニ関シテモ第一読会ニ於テハ各國トモ自說ヲ主張シ他國ノ重要ナル利益ヲ無視シタル為メ妥協ニ達セザリシ点多々存セルモ第二読会ニ至ラハ各國ハ須ク出來得

ノ小委員會會説ハ非公式ニ聞及ヘルノミナルニ付正式ニ討議セラルル場合請訓ヲ要スヘキ処多クトモ五國ニ限ルヘシト言ヘリ依テ本官ヨリ前記「ギ」トノ會談ニ付夫レトナク「カ」ノ意見ヲ尋ネタル処小海軍國ヲ加フル如キ案ニハ賛成出來ストテ密ニ米國力自己ノ利益ノ為ニ員数ヲ多クセムトスル底意ヲ疑フモノノ如ク又本委員會以外ニ於テ米國ハ何等ノ提議ヲナススト云フハ私的會談迄モ拒マントスルモノナリヤトテ不審ノ態度ヲ示セリ

以上当分内密ニ付セラレ度シ

米ニ転電シ英、仏、独、伊ニ暗送セリ

86

昭和4年4月16日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より田中外務大臣宛(電報)

議長提案の議事日程案可決について

ジュネーヴ 4月16日後發
本 省 4月17日前着

第四〇号

軍縮準備委員會十六日午前ノ會議ニ於テ往電第三五号議長提案ノ議事日程ヲ討議シ之ヲ可決独逸代表ハ議長開會ノ辞

中今回ハ条約案ノ第二読会ヲ行ヒ得ストノ一節ニ付反対ノ意ヲ表明セルモ日程第三点ノ各項目ヲ議スルコトハ事実上第二読会ヲ行フニ等シキモノナリトノ諒解ヲ得テ満足シ他方英国代表ハ右第三点中或特定ノ事項ニ関シテハ討議ノ延期ヲ要求スルコトアルヘシトノ留保ヲ付シ以テ例ヘハ海軍問題審議延期ノ余地ヲ存セシメタリ

87 昭和4年4月17日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局局長より
田中外交大臣宛(電報)

ソ連の軍備撤廃案に対する我が方反対意見の表明について

ジュネーヴ 4月17日後発
本省 4月18日前着

第四一号

軍縮準備委員会ハ十七日午前議題第一「ソビエツト」軍縮条約案ノ審議ニ入りタルカ各大国ノ代表ニシテ進ンテ反対意見ヲ開陳スルヲ欲スルモノナク一方「ソ」代表ハ該条約案ノ細目ニ入ルニ先立チ其ノ根本主義ニ付各国代表ノ意見ヲ聞キ度キ旨ヲ要求セルニ付我方ハ大国ノ一トシテ徒ニ尻

リトヴィノフの弁駁に対する我が方反論について

ジュネーヴ 4月18日後発
本省 4月19日前着

第四二号

往電第四一号ニ関シ

十七日午後ノ會議ニ於テ「リトヴィノフ」ハ各国代表ノ反対意見ニ対スル弁駁ヲ試ミタルカ其ノ内我方声明ヲ多少曲解シ若シ安全保障ノ觀念ヲ主觀的ノモノナリトシ各国之ニ相応スヘキ軍備ヲ要求スルニ於テハ軍縮ハ百年河清ヲ待ツカ如カルヘシトノ趣旨ヲ述ヘタル箇所アリシニ付本官ハ更ニ重ネテ現在ノ國際安全狀態カ第一次軍縮ヲ実行スルニ充分ナルコトハ当然之ヲ認ムルモ右ハ軍縮ノ第一段階ニ過キスシテ将来安全狀態ノ改善ニ伴ヒ漸進的ニ第二段第三回ノ軍縮ヲ行ハサルヘカラス吾人ノ反対セムト欲スルハ相異ナル安全程度及特殊ノ状況ニアル諸国ニ対シ一律ノ数字ヲ適用セムトスル点ニアリト付加説明シ置キタリ
露ヘ転電セリ

込シ却テ「ソ」代表ノ輕視ヲ招クハ好マシカラサルノミナラス此ノ際日本ノ態度ヲ表明シ置クハ将来ノ立場ヲ容易ナラシムル所以ナルヲ信シ劈頭發言ヲ求メ我友邦代表ノ質問ニ対シ率直ニ意見ヲ開陳セサルハ却テ礼ヲ失スヘシト前提シ規約第八条第一項及第二項並ニ準備委員会第一回會議ノ決定其ノ他「エツシャ」案ニ対スル混成委員会ノ決定等ヲ引用シテ軍縮ノ実行ニハ各国ノ相異レル安全程度又特殊ノ地位条件等ヲ必然考慮ニ入ルヘク之ヲ無視シテ單純ナル数字ヲ一律ニ適用セムトスルカ如キ案ニテ同意シ難キコト及各国軍縮ノ数量的決定ハ当然軍縮本會議ニ委セラルヘキ問題ニシテ本委員会ノ權限ニ屬セサルコト等ヲ指摘シ連盟国トシテハ右見解ヲ棄ツルコト至難ナリト述ヘ最後ニ「ソ」代表カ更ニ一步吾人ノ見解ニ接近シ各国兵力決定ノ問題ヲ本會議ノ際迄保留セラレムコトヲ切望スル旨勸奨シタル処右ニ統ヒテ独仏代表等逐次意見ヲ表明スルニ至レリ
在米大使ヘ転電セリ

88 昭和4年4月18日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局局長より
田中外交大臣宛(電報)

89 昭和4年4月19日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局局長より
田中外交大臣宛(電報)
ソ連案の取扱いに関する幹部会意見書の可決について

ジュネーヴ 4月19日後発
本省 4月20日前着

第四三号

軍縮準備委員会ハ十八、十九ノ両日ニ亘リ引続キ「ソビエツト」案ヲ議シ議事稍紛糾セルカ「リトヴィノフ」ヨリ議案ノ根本主義タル(一)現存兵力ノ實質的縮少ヲ以テ条約案ノ基礎トスルヤ(二)比率又ハ其ノ他ノ客觀的標準ヲ採用スルヤ(三)各国ニ適用スヘキ係數ヲ規定スルヤノ三点ニ関シ先ツ委員會ノ決定ヲ要求セルニ対シ幹部会ハ各大国代表ノ意見ヲモ徴シタル上第一点ハ規約第八条ノ意味ニ於テ大体之ヲ容認シ第二及第三点ハ之ヲ否認スルモ軍縮本會議ニ於テ規約第八条商訂ノ方法ト相並ムテ此ノ種ノ方法ヲ考慮ニ入ルコトハ妨ケナシト為シ又「ソビエツト」案ハ之ヲ委員會ノ最終報告書ニ付屬書トシテ添付スヘシトノ趣旨ノ意見書ヲ提出シ委員會之ヲ可決ス之ヲ以テ「ソビエツト」案ニ関スル

討議ハ打切り議題第二独逸案ノ審議ニ移ルコトナレリ
露ヘ転電セリ

90 昭和4年4月20日

在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

軍縮準備委員会の経過に関するソ連紙の報道
について

モスクワ 4月20日後発

本省 4月21日後着

第一七一号

往電第一六六号ニ関シ

当地各新聞ハ引続キ委員会ノ経過ニ関スル寿府電報ヲ報道
シ佐藤代表ノ演説(但シ第二回目ノ演説ハ第一回ノモノト
何等新シキモノナシトテ趣旨簡單ニ掲載セラル)之ニ対ス
ル「リトヴィノフ」ノ駁論モ詳細ニ掲載セラレタルカ十九
日ノ「ブラウダ」ハ帝国主義諸國ノ代表者ハ軍備増加ノ必
要ニ迫ラルルトキ軍縮ヲ唱フルモノナリト述ヘ英米仏代表
ノ沈黙ヲ攻撃シ日本代表等ノ演説ハ我提案ニ反対セルノミ
ナラス「フォーマリチー」ノ自由ヲ以テ我提案ヲ葬ラムト

セル「ロイデン」ヲシテ何等ノ理由ナク公然我提案ヲ退カ
シムル「タクチク」ヲ執ルノ余儀ナキニ至ルモノニシテ結
局我提案カ多数ヲ以テ拒否セラルルハ疑ナカルヘシトノ短
評ヲ加ヘタル処二十日ノ「イズヴエスチャ」ハ「サボター
ジュ」ノ暴露ナル見出ノ杜説ヲ掲ケ委員会カ多年審議セル
モ満足ナル結果ニ到達シ得ス其ノ軍縮ニ対スル方途カ価値
ナキコト立証セラレタル以上其ノ方途ヲ改ムル必要アルコ
ト明カナリト為シ「リトヴィノフ」カ三項ノ決議案提出ノ
経過ト右ニ関スル蘇側ノ主張ヲ詳述シ次イテ委員会ノ決定
ニ対シテハ蘇連邦、支那、土耳其代表カ反対セルコトヲ特
記シ又蘇連邦案ニ賛成セルカ如ク見ヘタル独逸代表カ沈黙
シテ委員会ノ決定ニ同意セル態度ニ関スル独逸新聞紙ノ批
判ハ興味アルヘシト論シ最後ニ委員会ハ之ニ参加セル政府
カ軍縮意図アルヤ否ヤヲ述フルコト能ハス又委員会ハ軍縮
標準ノ発見乃至其ノ事業方法ノ改訂ヲモ欲セスシテ軍縮ノ
「サボタージュ」ヲ継続セムトスルコト明カトナレリ最後
ノ帝国主義ハ平和ノ影ニ真ノ意図ヲ藏スルモノナルコトハ
議事ノ経過ニ依リ暴露セラレタルノミナラス連盟ノ機関タ
ル委員会カ平和的意図ト没交渉ナルコト再ヒ世界ニ開示セ

ラレタリ今回寿府ニシテ資本主義諸國カ軍縮ヲ「サボター
ジュ」セムトスルニ対シ蘇連邦カ平和ノ為ニ戦ヒタルコト
ハ世界ノ労働大衆ノ良ク認ムル処ナルヘシ云々ト述ヘタリ
寿府ニ転電セリ

ムトスルノ意味ナラハ独逸案ヲ後廻シトスルコトニ異議ナ
シト述ヘ右ニ決シ直ニ議題第三ニ移リ化学戦航空機人員ノ
順序ニテ条約ヲ審議スルコトナレリ

91 昭和4年4月20日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

独逸提案の軍縮公表案に関する討議について

ジュネーヴ 4月20日後発

本省 4月21日前着

第四五号

往電第四三三号ニ関シ

十九及二十ノ両日ニ亘リ議題第二独逸提案ヲ討議ス独逸代
表ヨリ提案理由ノ説明アリタル後本官ハ同案所載ノ公表範
囲ト軍縮条約案ニ於ケル人員及器材ノ制限及公表範囲並ニ
兵器製造取締条約案トノ密接ナル関係ニモ顧ミ後者ニ付一
定ノ協定ニ達セサル限り独逸案ニ対スル態度ヲ決定シ難カ
ルヘキ旨ヲ主張シ仏國代表之ニ賛シ独逸代表モ亦今次委員
会ニ於テ人員其ノ他軍縮協約案中重要条項ニ付討議ヲ行ハ

第四六号

往電第四三三号ニ関シ

ジュネーヴ 4月21日後発

本省 4月22日前着

92 昭和4年4月21日

在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

ソ連軍縮案の否決に対するリトヴィノフ声明
について

「ソビエツト」軍縮案否決後「リトヴィノフ」ハ文書ヲ以
テ委員会ニ対シ左記要旨ノ声明ヲナシタリ
準備委員会カ第一次及第二次「ソビエツト」軍縮案ヲ排除
シ従来ノ討議ヲ続行セムトスルハ軍縮問題ノ解決ヲ永遠ニ
遷延シ軍縮本会議ノ失敗ヲ準備スルニ等シク本委員会ハ畢
竟軍縮ヲ欲セサル諸國政府ノ一般民衆ニ対スル一ノ口実ニ
過キス然ルニモ拘ラス「ソビエツト」代表カ本委員会ニ止

ラントスル所以ノモノハ本委員会及ヒ軍縮本會議ノ不成功ヲ同代表ノ不参加ニ帰セサシムカ為ニシテ本代表ハ委員會ニ於テ今後トモ引続キ軍縮反對論者ノ仮面ヲ剥クニ努メ以テ他国政府代表カ必スヤ将来再ヒ「ソビエツト」案ヲ取上ケサルヲ得サルニ至ルノ日ヲ待タムトス云々
露ヘ転電セリ

93 昭和4年4月26日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

化学戦および航空器材に関する討議について

ジュネーヴ 4月26日後発
本 省 4月27日前着

第五五号

往電第四五号ニ関シ

二十日ヨリ二十六日ニ亘リ科学戦(条約案第四章)及航空器材(第二章第三節)ヲ討議ス前者ニ関シテハ一九二五年科学戦禁止条章ヨリ更ニ一步ヲ進メムトスル各種ノ提案出テタルモ何レモ否決セラレ結局原案第一項及第二項ト略同一ノ規定ヲ採択スルト共ニ別ニ前記議定書批准促進方ニ関スル

(一)将校、下士及徴兵制ヲ採用スル締約國中ノ最長現役年限ヲ超過スル長期志願兵(二)其ノ他ノ兵ノ二階級区分案ヲ提出セリ尤モ右二階級ノ maximum トハ現在兵数ヲ意味セス各国ノ要求スル最大限ヲ示スモノニシテ從テ右二階級要求数ノ合計ハ勿論総人員ヲ超過シテ差支ナキモノトノ解釈ナルヲ以テ空軍編成上大ナル支障ヲ来ササルヤニ考ヘラレ且本邦提案ノ総人員ノミニ依ル制限ハ多数ノ反対アリ議場ノ大勢ハ仏国折衷案ニ傾キツツアル關係モアリ一兩日中ニ主要國ノ小委員會ヲ開キ三日午前ノ本會議ニ於テ之ヲ再議スルコトナリタルニ付テハ右二間ニ合フ様至急御意見承知致シタシ

95 昭和4年5月2日 田中外務大臣より
在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長宛
(電報)

空軍人員階級区分制限に関する仏国折衷案に
同意の旨回訓

第一七号(大至急)

本 省 5月2日後発

「ソヴィエツト」代表提出勸告案ヲ可決シ後者ニ関シテハ各締約國ニ航空器材ノ領土的区别制限ノ自由ヲ認ムル趣旨ノ仏国案採択セラレタル以外大体ニ於テ原案維持ニ決ス(但貯藏航空器材ノ問題ハ陸軍器材問題討議ノ際迄又AD条ハZD条討議ノ際迄夫々延期セラル)

94 昭和4年5月1日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

空軍人員階級区分制限に関する仏国折衷案に
つき請訓

ジュネーヴ 5月1日後発
本 省 5月2日前着

第六〇号(至急)

空軍階級区分ニ関シテハ巴里宛貴電第四七号三ノ(二)依リ第I条第三項削除ヲ提議シタル処仏国側ヨリ折衷案トシテ

(欄外記入) 貴電第六〇号ニ関シ
海軍側ニ於テハ一括制限ヲ放棄スル理由ヲ発見シ得ス且仏折衷案ニ依ルモ各国服役制度同一ナラサル現状ニ鑑ミ之カ適用ハ實際上幾多ノ困難ナル問題ヲ生スルモノト認メ居ルモ協調ノ精神ヨリ仏折衷案ニ同意セラレ差支ナシ
(欄外記入)

陸海軍ト協議スミ

96 昭和4年5月4日 在ジュネーヴ佐藤連盟事務局長より
田中外務大臣宛(電報)

人員問題および陸軍器材問題に関する決定事
項について

ジュネーヴ 5月4日後発
本 省 5月5日前着

第六四号
往電第五五号ニ関シ

四月二十六日乃至五月四日ノ會議ニ於テ人員問題及陸軍器材問題ヲ議ス決定要領左ノ通
甲、人員問題(条約案第一章)

(一) 予後備兵ニ関シテハ英米側ノ讓歩ニ依リ大勢之ヲ制限外
ニ置クニ傾キ露独等ノ反対ニ拘ラス右ニ決ス
(二) 領土の區別制限ハ陸軍及空軍トモ(イ)本国駐屯軍(ロ)海外駐
屯軍(ハ)總兵力ニ三分シ其ノ各々ニ付最大員數ヲ制限スル
コトニ決ス(但シ陸軍ニ付テハ(ロ)又空軍ニ付テハ(ロ)及(ハ)
ノ制限ハ何レモ各国ノ任意トス)

(三) 階級的區別制限ハ陸軍ニ付テハ(イ)將校(ロ)徴兵制ヲ採用ス
ル締約國中ノ最長現役年限ヲ超過スル長期志願兵(下士
ヲ含ム)ノ各々ニ付又空軍ニ付テハ階級的區別ニ依ラス
勤務年數カ(ロ)所載ノ最長年限以上ノモノニ付最大員數ヲ
定ムルコトトス

(四) 右(二)及(三)ニ於ケル最大員數トハ何レモ現在兵員ヲ意味セ
ス各国ノ所要最大限ヲ示スモノニシテ從テ各区分ノ所要
數合計ハ總人員ヲ超過シ差支ナキコトヲ明カニシ從テF
条ヲ削除セリ

(五) 兵役年限及海軍人員ノ問題ハ之ヲ延期ス
乙、陸軍器材問題(条約案第二章第一節)

直接制限及予算ニ依リ間接制限ノ何レヲ採ルヘキヤ將又
貯藏器材ヲ制限外ニ置クヘキヤ否ヤニ関シ意見ノ一致ヲ

スルニアリ丁抹ノ如クシテハ規約ノ定ムル國際義務履行ニ
モ支障アリト論ス又「ヘラルド」ハ軍縮委員會ノ事績ノ挙
ラサルヲ非難スル論說ヲ掲ク
米、仏、独、伊、白、露、連盟事務局ニ郵送

98 昭和4年5月8日 在米國出淵大使より
田中外交大臣宛(電報)

ギブソン提案に関する米國の世論について

付記 軍縮準備委員會におけるギブソン提案につい
て

ワシントン 5月8日後発
本 省 5月9日後着

第一五二號
軍縮準備委員會ニ於ケル當國輿論ノ趨勢ハ大体既報ノ通ナ
ルカ四月二十二日「ギブソン」ノ声明中既教育予備兵ニ関ス
ル米國從來ノ主張ヲ撤回セル点ハ一般ニ仏蘭西等ニ對スル
米國ノ讓歩ト看做シ中ニハ兵役制度採用國力果シテ既教育
予備兵ヲ含メタル満足ナル軍縮ヲ作成シ得ルヤニ付懸念ヲ
挟ムモノアリタルカ一方右声明ハ海軍軍縮遂行ノ為ノ「バ

見ス結局米仏代表ノ協同提案ニ依リ直接制限及予算制限
ノ何レニモ依ラス条約案第(脱)条審議ノ際予算ノ公表ニ
依リ之カ解決方法ヲ求ムルコトニ決定ス(陸軍ニ流用シ
得ヘキ海軍空軍器材ノ件ハ討議ニ上ラス)
海軍問題ハ六日午前ノ會議ニ上程ノ筈

97 昭和4年5月(8)日 在英國松平(恒雄)大使より
田中外交大臣宛(電報)

軍縮準備委員會に関する英國各紙の論調について

ロンドン 発
本 省 5月8日前着

第一四六號

佐藤公使ノ提議ヲ「カッシェンダン」賛成シ軍縮委員會閉
會ニ至リタル次第ハ七日各紙ニ詳細ニ報道セラレ居ル処
「タイムス」ハ論說ニ於テ右ハ時宜ニ適セル措置ナリトシ
英國ヲ軍縮ニ不熱心ナリトスルモノハ英力陸海兩軍ニ於テ
實現セル軍縮ノ事實ヲ見ルヘシト論シ尚丁抹力軍備撤廢及
徴兵制度廢止ヲ行ハントスルニ関シ近時歐洲ニ於ケル憲章
タル規約ハ國家ノ安全ニ支障ナキ程度迄相互ニ軍備ヲ縮少

「ゲン」ナリトシ仏蘭西及日本ノ歡迎スル処ナルヘキモ米
國民及上院力之ヲ支持スヘキヤハ全然別問題ナリトテ反対
ノ氣勢ヲ挙クルモノモアリ又右ハ「ギ」カ自分一己ノ裁量
ニテ為シタル声明ナリトノ說ヲ為ス外「ギ」ハ準備委員會
ニテ縮少ノ代リニ制限ニ賛成セリトノ寿府電報モアリタル
カ國務省側ニテハ之ニ對シ「ギ」ハ本國政府ノ訓令内ニテ
行動セリ又制限ナル字句ニ賛成セルハ露國委員ノ提議ニ関
シテノ事ナリトテ寿府ニ於ケル米國代表ノ行動ヲ支持スル
意味ノ公表ヲ為シタルカ一方議員側ニ於テハ「ブリテン」
カ本声明反対ノ「ステートメント」ヲ發セル外陸軍問題ハ
米國ニ關係極メテ広キニ拘ラス米國側力進ンテ之ニ与ルカ
如キ態度ヲ採ルハ結局米國力連盟ニ引込マルル懸念ヲ産ム
モノナリト議論ヲ為スモノモアリタルニ付

(2) 大統領ハ五月三日ノ定例新聞記者會見日ニ於テ米國ハ軍費
ノ縮少ヲ欲シ居リ一般軍縮問題ニ付何等從來ノ主張ヲ放棄
スルモノニアラス又寿府ニ於ケル比較戰闘力協定方式ヲ決
定シ軍縮協定ノ道ヲ開キタキ希望ナルニ過キス陸軍問題ニ
付テハ米國ハ既ニ陸軍ヲ縮少シ居ル旨述ヘタルコト紐育
「タイムス」等ノ華盛頓通信ハ米國政府ハ寿府ニ於ケル歐

州諸國ノ陸軍問題ニ関スル議論ニハ米國代表ヲ干与セシメサル意向ナリト報セリ

尚五月五日ノ紐育「アメリカン」紙上 Henry J. Reilly (軍人出身ニテ「ハースト」系新聞ノ為極東方面ニ視察旅行ヲ為シタルコトアル由)ハ日英兩國海軍ハ米國海軍ニ比シ華盛頓條約ノ規定ノ標準ヲ稱ヘ居レルカ最近支那ニ関シ日英接近ノ傾向著シキモノアルヲ指摘シ米國ハ將來日英同盟ノ再現ニ対シ新ナル政策ヲ講スヘシトノ趣旨ノ論文ヲ掲ケ居レリ

寿府ニ転電シ寿府ヨリ英仏伊ニ転電シ独露ニ郵報セシム

(付記)

軍縮準備委員會ニ於ケル米代表「ギブソン」

提案ノ件(極秘)

一、昭和二年三月國際連盟軍縮準備委員會ハ軍備制限條約案ノ審議ヲ行ヒタル処海軍問題ニ関シ總噸数制限ヲ可トスル仏伊等ト艦種別制限ヲ主張スル日英米等ハ相抗争シテ下ラス其ノ間仏國側ヨリ總噸数主義ニ艦種別主義ヲ加味セル妥協案ヲ提出セルモ三國會議(同年六月)ノ直前ニ

法ヲ考慮セムトス(二)現存條約ニ依ル相對的現狀(比率ヲ指ス)ヲ維持スルニ於テハ三國會議ニ提示シタル各國ノ保有噸数低下ヲモ受諾スル用意アリ(三)軍縮ハ一切ノ艦艇ニ及ホスヘシ(英仏妥協案ハ六百噸以下ノ潜水艦及六吋以下ノ備砲ヲ有スル艦艇ヲ制限外ニ置キタリ)トノ趣旨ヲ聲明シタリ右ハ軍縮事業ノ前途ニ一大光明ヲ与フルモノト云フヘク米國カ國際連盟權域内ニテ活発ニ本事業ニ協力セムトスルモノナルハ同人カ今回委員會席上一度ナラス他國代表ニ互讓ノ精神ヲ以テ討議ヲ為スヘキコトヲ勸説シタルニ見ルモ明ニシテ米國新内閣成立ト同時ニ米國ノ軍縮政策ニ一轉換アリタルモノト思考セラル

二、右米代表ノ聲明ニ対シ英代表「カツシエンダン」卿ハ主義上賛成ヲ表シ制限ニ満足セスシテ縮少ニ邁進スルコト及制限外艦艇ヲ認メサルコトニ同感ナル旨ヲ述ヘ仏代表ハ米國政府カ仏國代表案ノ主義ニ同意セラレタルハ大ニ満足スヘキ処ナリトシ伊代表モ米聲明ノ慎重審議ヲ為スニ咨ナラスト答ヘタリ

我佐藤代表ハ今次米聲明ノ内容ハ速ニ帝國政府ニ上申シ何レ訓電ヲ待チテ詳細申述フヘキモ帝國政府ノ對軍縮態

テモアリ英米共ニ即決ヲ肯セス因テ海軍事項其他未解決事項ハ其ノ儘トシテ右一般軍備制限案ノ第一読會ヲ了シタルコトトシ關係國間ニ海軍事項ニ関シ直接交渉ヲ行ハシメ其ノ進捗ヲ俟チテ第二読會ヲ行フコトトシタリ其後海軍制限方式ニ関シ英仏間ニ妥協案成リ昭和三年九月初旬華府海軍制限條約署名國ニ示シ來レル処我方ハ主義上之ニ賛意ヲ表シタルモ米國及伊國ノ反對ニ依リ遂ニ具體的成果ヲ収ムル能ハス連盟軍縮事業ノ前途遼遠ナルヲ思ハシムルモノアリタリ然ルニ昭和四年四月十五日ヨリ開催セラレタル軍縮準備委員會ニ於テ同月二十二日米國代表「ギブソン」ハ(イ)米國政府ハ從前通り艦種別制限ヲ以テ海軍々縮ノ簡單公平ナル方法ト思考スルモ之カ受諾ヲ困難ト為スモノアル(仏等ヲ指ス)ニ因リ仏國代表カ第一読會ニ提出セル妥協案ニ対シ主力艦及大航空母艦ヲ除キ各艦種別間ニ一定百分比ノ融通ヲ認ムルコトニ修正ヲ加ヘ之ヲ討議ノ基礎ト為ス用意アリ(ロ)戰爭拋棄條約締結ニ依リ軍縮事業ハ絶好ノ機會ニ遭遇セル今日吾人ハ制限ニ止ラス進ムテ軍備ノ大縮減ニ向ツテ邁進ス(ハ)海軍力ノ比較測定ニ関シテハ排水量以外艦齡備砲等ヲ參酌スル方

度ハ屢次聲明ノ通苟モ合理的且公正ナル案ナルニ於テハ如何ナル種類ノ提案ト雖モ之ヲ考慮スルノ用意アリ海軍力測定ノ標準ハ簡單ナルヲ可トスルヲ以テ米國代表ノ提案モ余リニ複雑ニ亘ラサルニ於テハ大ニ考慮ニ値スヘシト述ヘタリ

三、米國代表提案ニ対スル措置振ニ関シ初メ國際連盟事務局首脳部ニテ日英米仏伊五ヶ國小委員會ヲ設置シ米國提案ニ基キ海軍問題全般ノ研究討議ヲ行ハシメムトノ議アリシ我方トシテハ寧ロ此案ヲ適當ト思考シタルモ英國側ハ總選舉(五月三十日)其他ノ考慮ヨリシテ先ツ米國側トノ直接交渉ヲ欲シ他方仏國側ニテモ中小海軍國ノ若干ヲ加ヘムトスル意向アリシカ為結局我方佐藤代表ヨリ五月六日ノ會議ノ席上劈頭米代表聲明ハ海軍軍縮問題ノ終局的解決ノ為一新局面ヲ開キタルモノナルモ問題ノ複雑且重要ナルニ鑑ミ一切ノ關係國ノ研究終了迄討議ヲ延期スヘク勿論日本政府ハ海軍問題ノ急速解決方ニ全力ヲ尽スヘシト述ヘ次テ米提案ニ賛辭ヲ呈シ日本政府ハ軍備ノ制限ニ止マラス縮限ヲ計ルヘシトノ主張ヲ有ス尤モ海軍軍縮ノ根本問題例ヘハ或ル艦種ニ関スル現存約定ノ基礎ヲ

為ス問題(比率ヲ指ス)ニ関シテハ未タ意見開陳ノ機ニ達セスト声明シタリ英代表ハ米代表声明カ委員会事業ヲ好転セシメタルハ疑ヒノ余地ナシ然レトモ米案審査ニハ相当時日ヲ要スヘキヲ以テ日本代表提案ノ通延期スヘシト仏、伊、米代表モ之ニ賛同シタルニ因リ小委員会ハ設置ニ至ラス関係国ノ直接交渉ノ結果ヲ俟ツテ次回委員会ヲ開催スルコトナレリ

四、之ヨリ先五月二日米代表カ佐藤代表ニ対シ海軍力測定ニ関スル米提案ハ在米帝国大使ニ於テ米國務省ニ就キ入手セラレ度キ旨内話アリシヲ以テ早速出淵大使ニ右入手方訓電セル処米側ハ米提案ハ未タ決定的ノモノニ非ス何レ米海軍代表ノ寿府ヨリ帰華スルヲ待チ其上ニテ主要関係国ニ交付スヘシト答ヘタリ

右ノ如ク米提案ノ詳細ハ之ヲ知ルノ由ナキモ海軍力比較要素トシテ(イ)排水量(速力、装甲、耐海性ヲモ考慮ス)(ロ)備砲ノ口径及(ハ)艦齡ヲ挙クルモノノ如ク本件問題ノ具体化スルハ早クトモ今秋国際連盟總會ノ前後ト観測セラル尚米代表声明ニ対スル各国新聞論調ヲ見ルニ大体右声明ヲ以テ行詰レル軍縮事業ニ活路ヲ与フルモノトセルト同

スル旨ヲ述ヘ其ノ他ノ諸紙亦略同様ノ論說ヲ掲ケタルカ本件委員会中支那代表カ独露ノ主張ニ加担セル事ハ当地輿論ニ対シ著ク不快ノ念ヲ与ヘタルモノノ如ク支那ハ自国国内ニ於ケル匪賊の軍隊ノ整理スラ為シ得サルニ軍縮準備委員会ニ於テ臆面モナク一人前ニ発言スル如キハ笑止千万ナリトノ趣旨ヲ述ヘタルモノ多数アリ(五月八日「デバ」「ファイガロ」「ウーヴル」等)

尚五月七日「オムリーブル」ハ日本ニ於ケル不戰条約批准

時ニ軍縮ニハ技術的考慮ヨリモ政治的考慮ノ必要ナル旨ヲ付言シタルモノモ見受ケラレタリ

編注 本文書は昭和四年五月一日上奏の原案であると思われる。

99 昭和4年5月15日 在仏国栗山(茂)臨時代理大使より
田中外務大臣宛

第六回軍縮準備委員会閉会に関する仏国紙論調について

公第二六八号 (6月4日接受)

昭和四年五月十五日

在 仏

臨時代理大使 栗山 茂(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

第六回軍縮準備委員会閉会ニ関スル仏紙論調
第六回軍縮準備委員会閉会ニ当リ五月八日「タム」ハ同委員会最終會議ニ於ケル我カ佐藤代表ノ提案ヲ以テ機宜ニ適セルモノトシ賛意ヲ表シタル後同委員会カ独露兩國ノ宣伝的妨碍運動アリタルニ不拘多大ノ成功ヲ収メ得タルヲ祝福

問題、山東出兵等ヲ指摘シ日本ヲ以テ帝國主義的国家ナリト攻撃シタル後前記佐藤代表ノ提案ニ言及シ日本ハ最近海軍問題ニ関シ英米間意見接近ノ傾向アルニ対シ危惧ノ念ヲ懷キツツアリ今次日本代表ノ提案ノ如キモ若シ會議ノ討議具体化スルニ於テハ日本ハ英、米トノ間ニ論争ヲ惹起スルノ惧アルニ顧ミ巧ニ之ヲ回避セルモノニ外ナラスト論シタリ

本信写送付先 在英、米、伊大使、連盟帝國事務局長